

神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

神奈川県労働委員会

会長 小野 毅

神奈川県労働委員会規則第 号

神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年神奈川県労働委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中

本人（代理人本人）であることを確認することができる書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

を

本人（代理人本人）であることを確認することができる書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

に

改め、同様式（裏）の備考3中「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒く塗り潰してください。」を削る。

第12号様式（表）中

本人（代理人本人）であることを確認することができる書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

を

本人（代理人本人）であることを確認することができる書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

に

改め、同様式（裏）の備考3中「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒く塗り潰してください。」を削る。

